湯西川字萱刈窪一九五四（国有林）、字長沢ミネ一九五九の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九五九の二二・一九五九の二五・一九五九の二九（以上三筆国有林）、一九五九の五九・一九五九の六四・一九五九の六六・一九五九の六八・一九五九の七〇・一九五九の七一・字サカシ一九六一の一三・一九六一の一六（以上八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九六一の一七（国有林）、一九六一の一八・一九六一の五三・一九六一の六三から一九六一の六八まで・一九六一の七〇から一九六一の八二まで・一九六一の八五・一九六一の八七から一九六一の九一まで・一九六一の九三・字龍ノ窪一九六二の二（以上二十九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字フリウギ一九六三の三・一九六三の一三から一九六三の一五まで（以上四筆国有林）、一九六三の一六・一九六三の一八・一九六三の一九・一九六三の二二・一九六三の二四（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、西川字明神ケ岳四一五の一・四一五の一六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十八号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の二の規定に基づき、認定を受けた次の学校の名称の変更届出があったので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

新名称	旧名称	変更年月日
学校法人　相川学園　静清高等学校　電気電子工学科（全日制）	学校法人　相川学園　静清工業高等学校　電気科（全日制）	平成二十二年四月一日

○経済産業省告示第百六十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

学校の名称	学部・学科名	備考
静岡県立伊豆総合高等学校　電気電子工学科（全日制）	静岡県立修善寺工業高等学校　電気科（全日制）	平成二十二年四月一日
静岡県立浜松工業高等学校	工業技術科（電気コース）（定時制）	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする
東京都立小金井工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする
国立大学法人岐阜大学	工学部電気電子工学科（夜間主コース）	平成二十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする
東京都立八王子工業高等学校	総合技術科電気類型（定時制）	平成二十二年三月までの卒業者については従前のとおりとする

○経済産業省告示第百七十号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第一項の規定に基づき、名称の変更届出があったので、その旨を公示する。

平成二十二年七月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

新名称	旧名称	変更年月日
札幌科学技術専門学校　電気電子・システム工学科	専修学校　札幌科学技術専門学校　電気電子・システム工学科　電気技術コース	平成二十二年四月一日
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校　電気設備科（電気配管設備科）	福島県立会津高等技術専門校　電気工事科（電気システム科）	平成二十二年四月一日

○経済産業省告示第百七十一号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第二条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十二年七月二十二日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	備考
専修学校　パシフィックテクノカレッジ学院　工業専門課程電気工学科	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校　電気機器科（電気制御システム科）	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第七百七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年七月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　中井　洽

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―395号	表面仕上材（難燃性塗料）	エポキシ系塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町1番26号
第Ｆ―396号	〃	エポキシ系塗料＋水性塗料	〃	〃
第Ｆ―397号	〃	エポキシ系塗料＋アルキド樹脂系塗料	〃	〃

○国土交通省告示第七百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年七月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　中井　洽

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―398号	表面仕上材（上張り材）	キョーライト　リビンＦ　マリンアーベン	株式会社キョーデック	京都府京都市下京区中堂寺庄ノ内町39番地
第Ｆ―408号	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第七百七十六号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　中井　洽

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4223号	船外機（小型船舶用）	ＢＺＢＤ	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号